



HPはこちら

# 東日本ユニオン NEWS

JR東日本労働組合  
発責 教育・広報部  
2019年5月31日 No.94

## 緊急申し入れ



時間軸？  
スピード感？

## 労働組合の「申し入れ」に対して 会社は直ちに対応すべきだ！

経営側より3月28日に提案された「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施」について、東日本ユニオンは4月12日に申第19号（第一次解明）で申し入れを行い、その団体交渉は5月10日に開催しました。

## 職場では不安や不満が渦巻く

各職場では「新たなジョブローテーションの実施（案）」に関する「説明会」が行われたものの、組合員や社員の不安や不満が解消されるどころか、より一層、疑問や不満が増えています。

労働組合に対する会社提案では、労使協議は「8月末頃までのスケジュール」としてありますが、東日本ユニオンが第二次解明申し入れとして提出した申第20号（4月25日提出）の団体交渉は、現時点（5月31日）でも開催日程を決定するに至っていません。



## 経営側は誠実に対応する責務がある

経営側には、施策を提案した立場から、労働組合の申し入れに対しては誠実に対応する責務があると考えます。

私たち東日本ユニオンは、経営側の真摯な回答と対応を求め、5月31日に申第26号「申第20号『変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第二次申し入れ』の団体交渉開催に関する緊急申し入れ」を提出しました。

1. 東日本ユニオン申第20号「変革2027を踏まえた新たなジョブローテーションの実施に関する第二次申し入れ」の団体交渉を早期に開催すること。
2. 労使協議を8月末までとしている根拠について明らかにすること。
3. 本申し入れに対する回答は、2019年6月6日までとすること。

**強引な会社施策の導入で安全文化を守れるのか！？**